平成31年度高鍋町一般会計予算
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

（歳 入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）　1.6　億円

（歳 出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　31.8　億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	社会福祉事業	832,772	495,685	0	0	37,421	299,666
	老人福祉事業	94,229	602	0	16,711	8,538	68,378
	児童福祉事業	1,433,218	917,617	0	92,198	47,003	376,400
	小計	2,360,219	1,413,904	0	108,909	92,962	744,444
社会保険	国民健康保険事業	156,315	111,709	0	0	4,952	39,654
	後期高齢者医療事業	286,428	50,483	0	0	26,193	209,752
	介護保険事業	232,079	0	0	0	25,763	206,316
	小計	674,822	162,192	0	0	56,908	455,722
保健衛生	健康増進事業	44,975	0	0	10,913	3,781	30,281
	疾病予防対策事業	73,107	0	0	0	8,116	64,991
	母子福祉事業	22,933	260	0	200	2,495	19,978
	小計	141,015	260	0	11,113	14,392	115,250
合計		3,176,056	1,576,356	0	120,022	164,262	1,315,416

平成26年4月より税率が引き上げられました消費税の引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上に明記されています。